

札幌市犯罪のない安全で安心な
まちづくり等基本計画

札幌市

はじめに

全国各地では、行政や警察と連携協力しながら、自主的に防犯活動を行うといったソフト面での取組、あるいは、明るく見通しのよい道路や公園の設計などのハード面での取組などを通じて、「安全・安心まちづくり」を推進しています。

札幌市においても、市民の皆さんが主体となったまちづくり活動が盛り上がりを見せ、防犯活動などが大変活発に行われるようになってきております。

その結果として、市内の一般刑法犯認知件数は、平成 14 年以降、着実に減少しているところではありますが、平成 21 年で約 25,000 件と、いまだ多くの犯罪が発生していることも事実であります。

さらに、市民意識調査において、「札幌市が、犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思いますか」の質問に対し、「思わない」と回答した市民が半数近くを占めたほか、平成 21 年度の市政世論調査では、市に要望する施策として、「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関すること」が、第 2 位になるなど、これまで以上に日常生活での犯罪遭遇に対する不安の払拭に努めていく必要があると感じています。

また、近年は、生活苦や孤立感といった理由などから、つい、犯罪に手を染めてしまう人が増えてきていると言われております。

私は、このような社会情勢の変化に伴い、犯罪が市民にとって他人事ではないという時代になっていることは、憂慮すべき事態であると考えます。

かつての地域社会では、住民同士の連帯意識が強く、子どもたちに対して、我が子同様にモラルやマナーを教えるということが自然に行われ、犯罪や少年非行を抑止する社会環境として機能していましたが、近年、都市化や核家族化などによって地域の連帯感や家族の絆が弱まり、そうした機能が低下しているとも言われております。

そのような環境にあって、地域の連携により取り組まれている防犯パトロールや子どもの見守り活動などは、地域を犯罪者から守るだけでなく、子どもが自立した社会性のある大人への、また、将来のまちづくりの担い手としての成長に寄与するものだとも思います。

この計画により、「防犯」というテーマによるまちづくり活動を通じて、地域力を高め、犯罪の被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、不幸にして犯罪被害に遭った場合にも、再び平穏な生活を取り戻すことができるように支援を行うことによって、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち札幌」を築いてまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員の皆様をはじめ、市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケートに御協力いただきました皆様、パブリックコメントにおいて貴重な御意見をお寄せくださいました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 22 年（2010 年）3 月

札幌市長 上田 文雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	1
3 犯罪の定義	1
第2章 現状と課題	2
1 市民意識	2
犯罪のない安全で安心なまちづくり全般	2
犯罪被害遭遇の不安を感じる場所	2
被害遭遇の不安を感じる犯罪	3
犯罪に関する情報	4
札幌市に期待する施策	4
2 地域防犯活動の現状	5
地域防犯活動の認知及び参加状況	5
地域防犯活動への参加条件	5
地域防犯活動に要する支出	6
3 犯罪情勢	7
一般刑法犯認知件数	7
罪種別	8
子どもに係る事案	10
振り込め詐欺	11
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりにおける課題	12
第3章 基本目標	14
第4章 基本方針及び基本施策	15
1 基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」	15
基本施策1「防犯意識を高める広報啓発」	15
基本施策2「防犯力を高める情報の発信」	16
基本施策3「子ども等の防犯力の育成」	17
2 基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」	19
基本施策1「地域における防犯活動の促進」	19
基本施策2「協働による連携体制の充実」	20
基本施策3「地域と一体で子ども等を見守る」	21
基本施策4「犯罪被害者等への支援」	22

3	基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」	23
	基本施策1「犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」	23
	基本施策2「市民自らが行う環境整備の促進」	24
	基本施策3「子ども等の安全に配慮した環境整備」	25
	基本施策4「歓楽街等を対象とした環境改善」	26
第5章	計画の推進	27
1	全市的な推進体制	27
2	全庁的な推進体制	27
3	計画の進捗管理	27
	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系図	28
	参考資料	29
	市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート（未掲載分）	
	主な関連事業	
	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	
	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則	
	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年4月1日より「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（以下「安全安心条例」という。）」を施行しました。

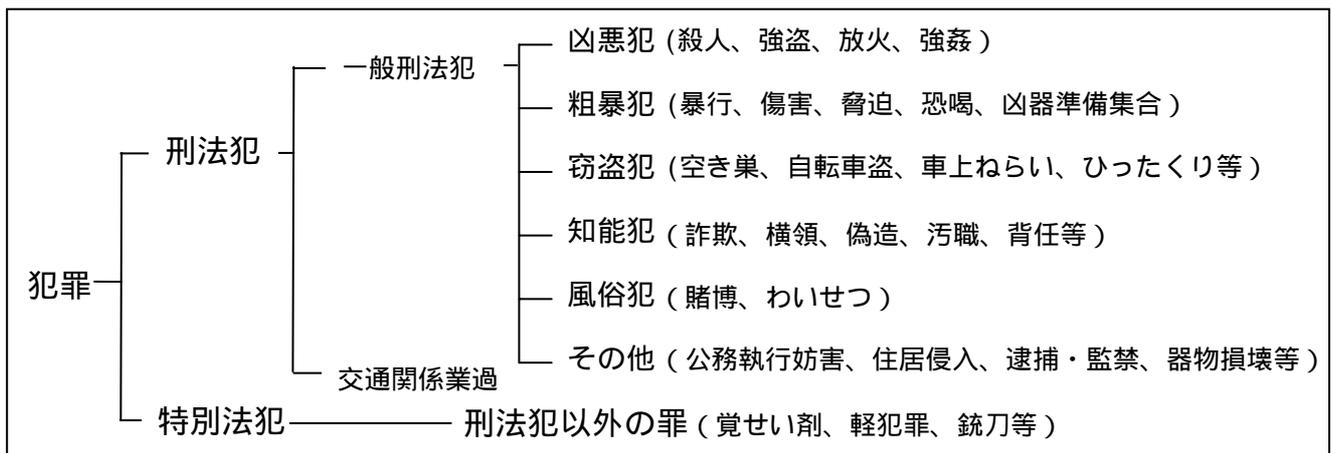
この計画は、安全安心条例第7条で規定している「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」に基づき策定したものです。

2 計画の目的

この計画では、「札幌市自治基本条例¹」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例²」を踏まえ、まちづくりの観点から、防犯活動などに取り組む市民や地域への支援等を通じて、住民と一体となって、地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも多く減少させ、安全に安心して暮らせるまちをつくることを目的とします。

3 犯罪の定義

犯罪とは、あらかじめ法律により定められている構成要件に該当して、違法かつ有責な行為であり、下記のとおり分類されますが、この計画でいう犯罪とは、主に一般刑法犯を指します。



¹ 札幌市自治基本条例：まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とした条例（平成19年4月1日施行）。

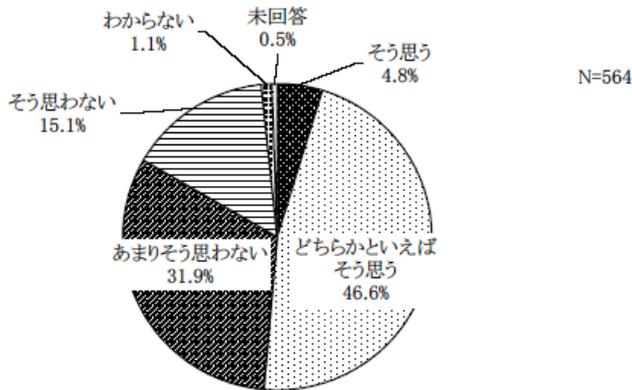
² 札幌市市民まちづくり活動促進条例：市民まちづくり活動の促進に関する基本理念や施策などについての基本的事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とした条例（平成20年4月1日施行）。

第2章 現状と課題

1 市民意識

犯罪のない安全で安心なまちづくり全般

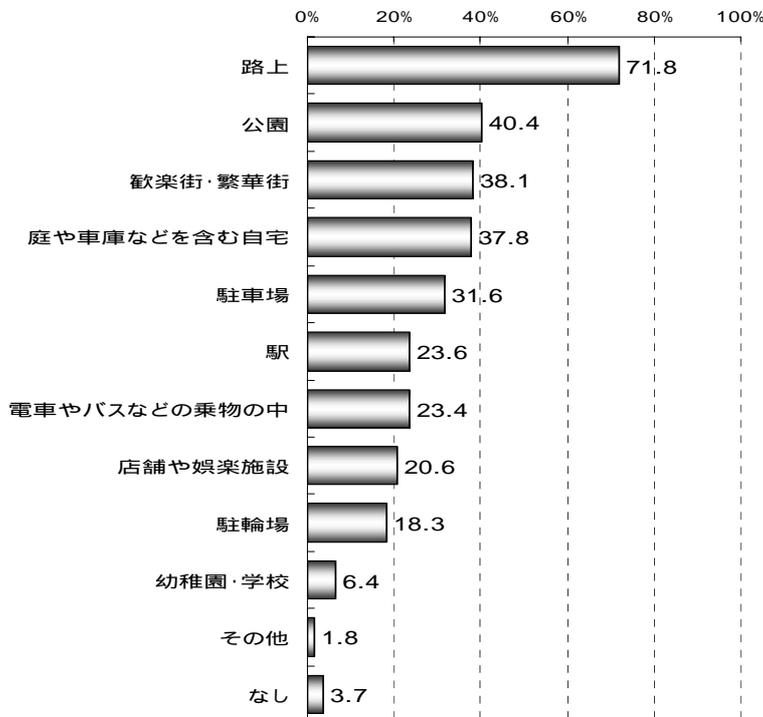
「札幌市が、犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思いますか」の問いに対して、「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計が半数近くを占めます。



【平成21年度市民アンケート³より】

犯罪被害遭遇の不安を感じる場所

「路上」が最も高く7割を超えており、次いで「公園」、「歓楽街・繁華街」と公共空間における犯罪被害遭遇に対する不安感が高くなっています。

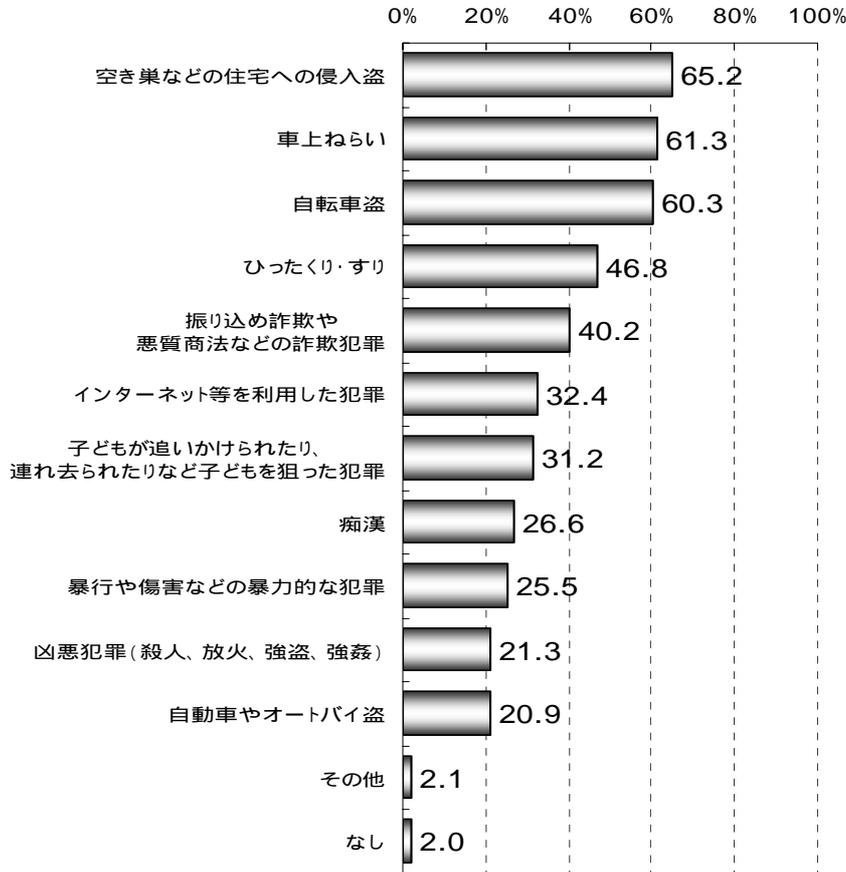


【平成21年度市民アンケートより】

³ 市民アンケート：札幌市市民まちづくり局区政課が、平成21年4月24日～5月15日に、住民基本台帳から標本の抽出を行う「等間隔無作為抽出法」により、札幌市内の満20歳以上の男女1,000人に対して、調査票を郵送し返信用封筒で回収（回収数564）したものの。

被害遭遇の不安を感じる犯罪

「空き巣などの住宅への侵入盗」、「車上ねらい」、「自転車盗」が6割を超えています。また、家族に子どもがいる方の約7割が、子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を抱いています。



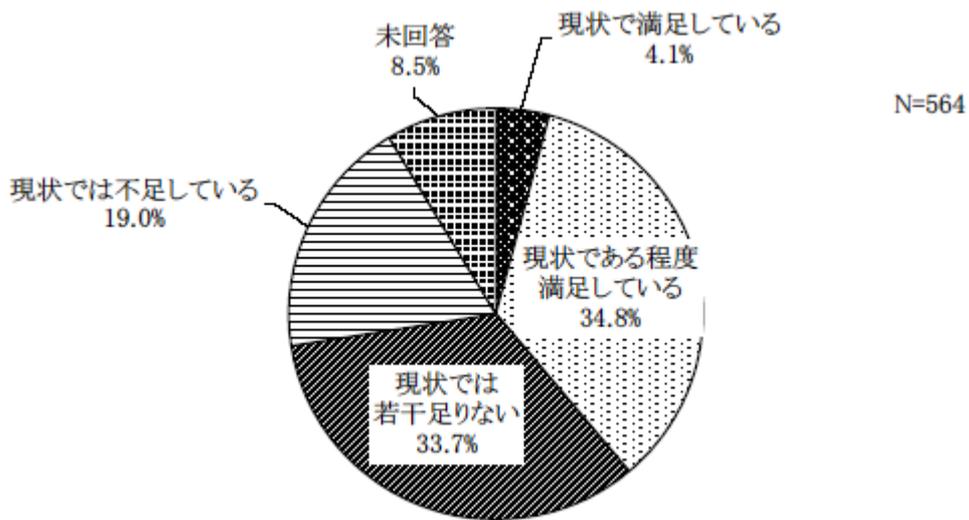
【平成 21 年度市民アンケートより】

		盗 空き 巣 などの 住宅 への 侵入	ひ っ た くり ・ す り	自 転 車 盗	自 動 車 や オ ー ト バ イ 盗	車 上 ね ら い	振 り 込 め 詐 欺 や 悪 質 商 法 な	犯 罪	暴 行 や 傷 害 な ど の 暴 力 的 な	痴 漢	ど ろ も が 追 い か け ら れ た り 子	子 ど も が 追 い か け ら れ た り な ど 子	た 犯 罪	イ ン タ ー ネ ッ ト 等 を 利 用 し	盗 凶 悪 犯 罪 (殺 人 、 放 火 、 強	そ の 他	な し	未 回 答	
		上段:実数	N=																下段:%
対象者全体		564	368	264	340	118	346	227	144	150	176	183	120	12	11	3			
			65.2	46.8	60.3	20.9	61.3	40.2	25.5	26.6	31.2	32.4	21.3	2.1	2.0	0.5			
1 ≧ 有 8 無 ≦ 同 居 未 満 家 族	いる	135	95	64	106	42	97	56	34	46	95	56	28	2	1	-			
			70.4	47.4	78.5	31.1	71.9	41.5	25.2	34.1	70.4	41.5	20.7	1.5	0.7	-			
	いない	408	260	193	226	75	241	164	104	103	79	124	84	10	8	3			
			63.7	47.3	55.4	18.4	59.1	40.2	25.5	25.2	19.4	30.4	20.6	2.5	2.0	0.7			
	未回答	21	13	7	8	1	8	7	6	1	2	3	8	-	2	-			
			61.9	33.3	38.1	4.8	38.1	33.3	28.6	4.8	9.5	14.3	38.1	-	9.5	-			

【平成 21 年度市民アンケートより】

犯罪に関する情報

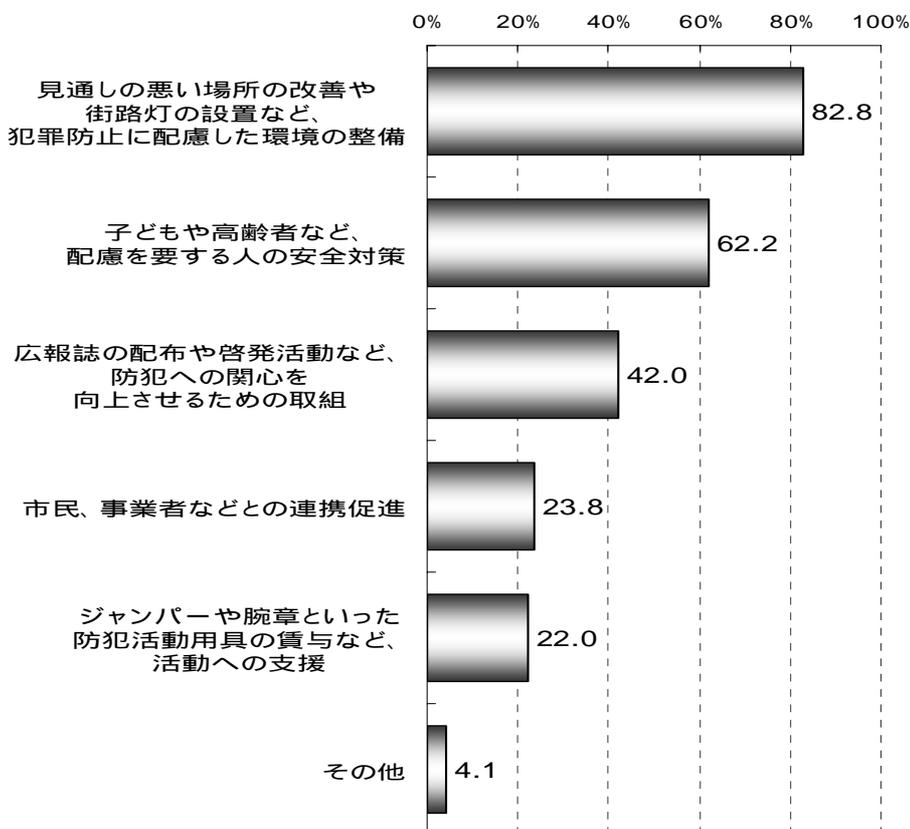
地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量について、「現状では不足している」と「現状では若干足りない」の合計が半数を超えています。



【平成 21 年度市民アンケートより】

札幌市に期待する施策

安全に安心して暮らせるまちを実現するために、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」や「子どもや高齢者など、配慮を要する人の安全対策」に対する期待が大きくなっています。

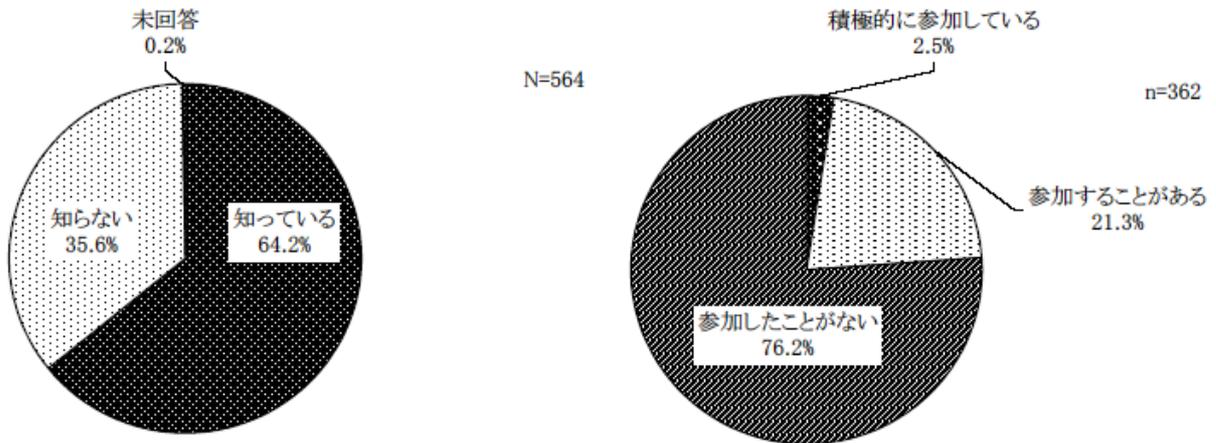


【平成 21 年度市民アンケートより】

2 地域防犯活動の現状

地域防犯活動の認知及び参加状況

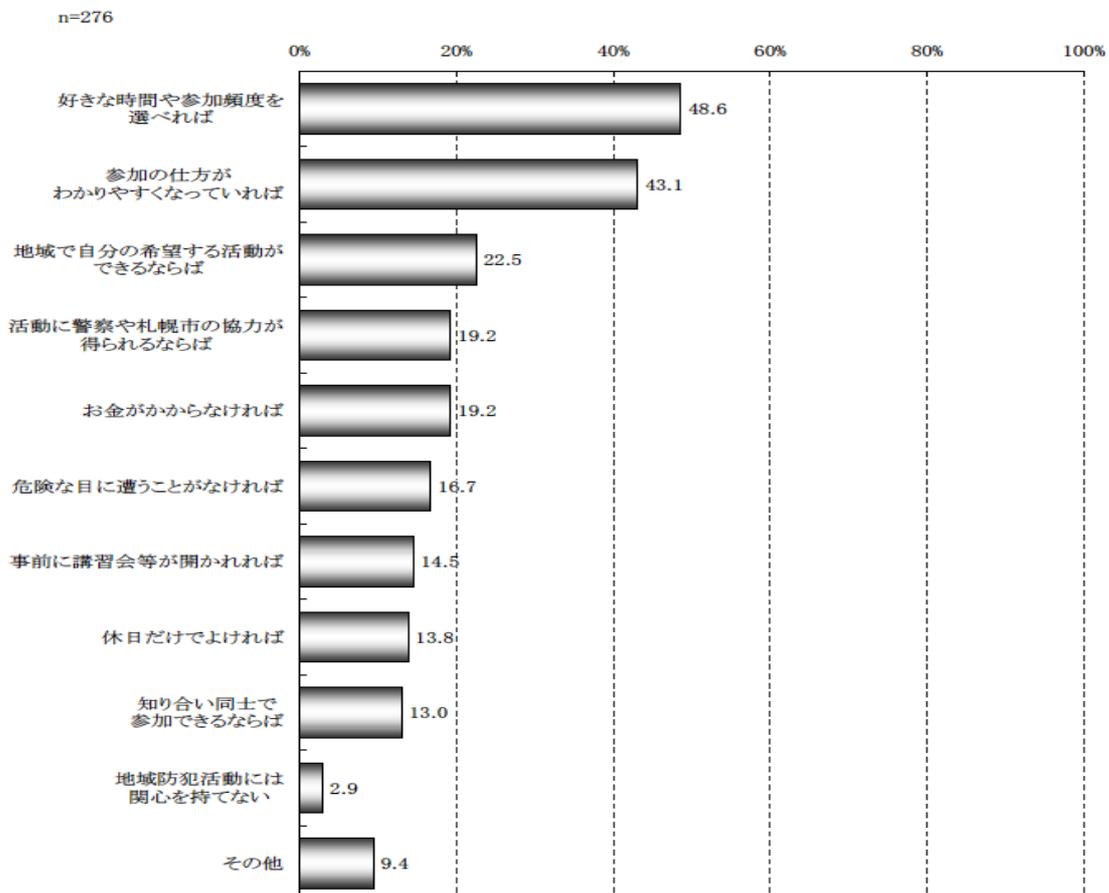
防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域で協力して行われている防犯活動について、「知っている」が6割を超えています。そのうち、「積極的に参加している」と「参加することがある」の合計は2割程度です。



【平成 21 年度市民アンケートより】

地域防犯活動への参加条件

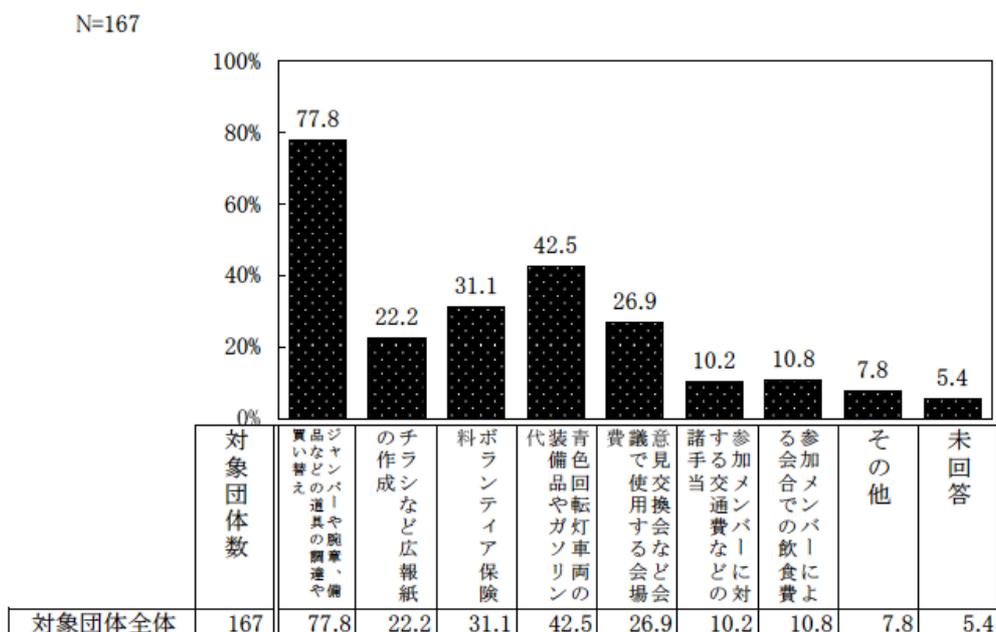
「好きな時間や参加頻度を選べれば」と「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」が、ともに4割を超えて高くなっています。



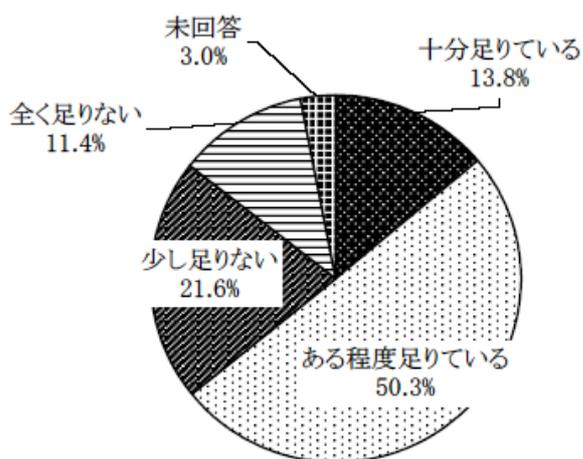
【平成 21 年度市民アンケートより】

地域防犯活動に要する支出

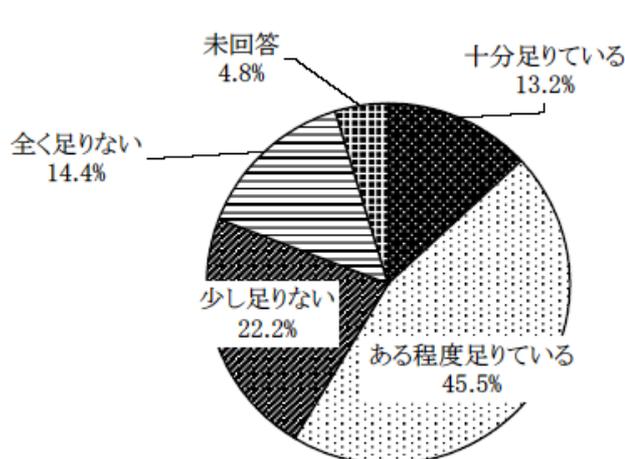
地域防犯活動を行うにあたって必要となる経費の内訳は、「ジャンパーや腕章、備品などの道具の調達や買い替え」が最も高く7割を超えており、活動に必要な道具や資金についても、3割を超える団体が、「全く足りない」又は「少し足りない」という状況にあります。



【道具】



【資金】



【平成 21 年度地域防犯活動団体アンケートより】

⁴ 地域防犯活動団体アンケート：札幌市市民まちづくり局区政課が、平成 21 年 4 月 24 日～5 月 15 日に、北海道警察の協力により、札幌市内で防犯活動を行っている 215 団体に対して、調査票を郵送し返信用封筒で回収（回収数 167）したものを。

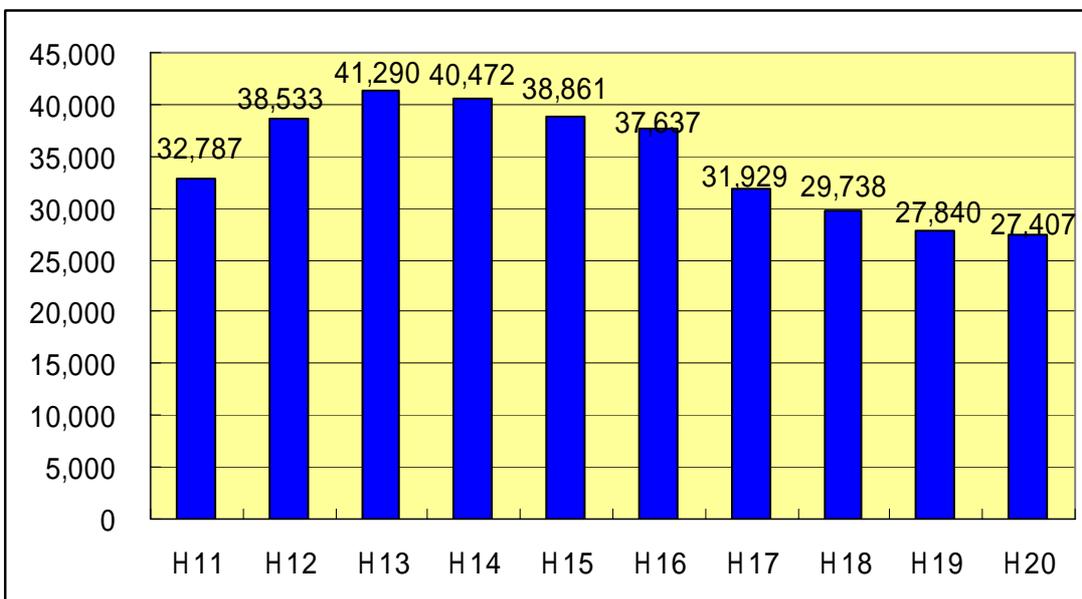
3 犯罪情勢

一般刑法犯認知件数

札幌市内の一般刑法犯認知件数⁵は、平成 13 年にピークを迎え、その後は減少傾向にあり、平成 18 年には 29,738 件と 3 万件を下回りましたが、いまだ 1 日あたり約 75 件もの犯罪が発生しています。

(単位：件)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
認知件数	32,787	38,533	41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840	27,407



【北海道警察提供資料より】

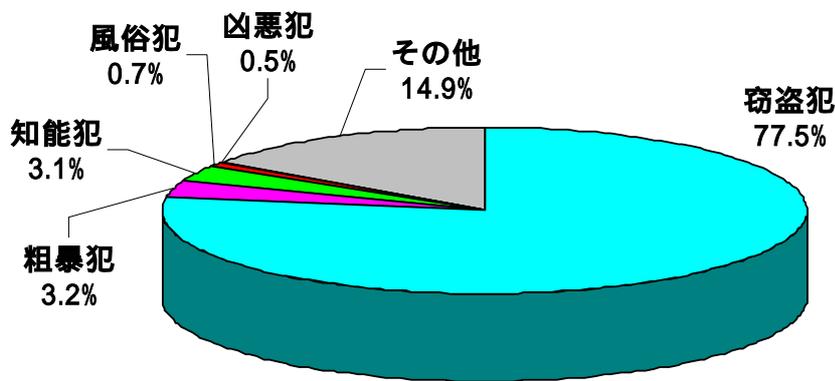
⁵ 認知件数：警察において発生を認知した事件の数。

罪種別

窃盗犯が全体の約3/4を占め、他の罪種よりも圧倒的に多い状況にあります。窃盗犯に占める割合としては、自転車盗、車上ねらい、侵入盗が高く、特に自転車盗は、平成17年以降増加傾向にあります。

(単位：件)

	窃盗犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	凶悪犯	その他
H20年	21,253	889	847	199	133	4,086



【北海道警察提供資料より】

(単位：件)

		H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
合計		37,637	31,929	29,738	27,840	27,407
窃盗犯	件数	28,622	23,705	21,715	20,453	21,253
	割合	76.0%	74.2%	73.0%	73.5%	77.5%
粗暴犯	件数	919	1,050	1,009	946	889
	割合	2.4%	3.3%	3.4%	3.4%	3.2%
知能犯	件数	915	1,017	977	774	847
	割合	2.4%	3.2%	3.3%	2.8%	3.1%
風俗犯	件数	194	239	215	178	199
	割合	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%
凶悪犯	件数	181	188	183	155	133
	割合	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%
その他	件数	6,806	5,730	5,639	5,334	4,086
	割合	18.1%	17.9%	19.0%	19.2%	14.9%

【北海道警察提供資料より】

(単位：件)

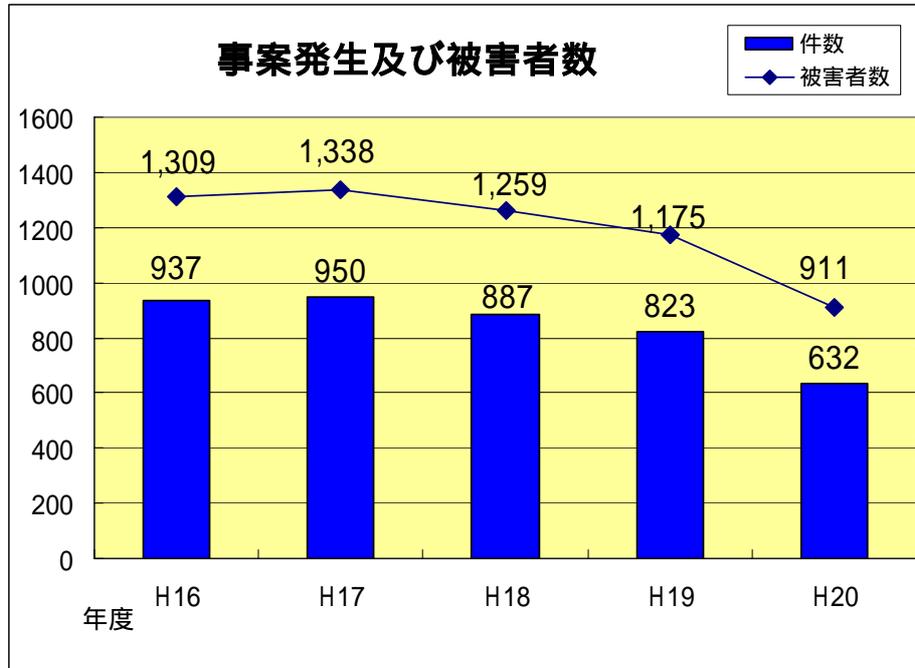
罪種名	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
自転車盗	6,276	5,436	5,526	5,532	6,734
車上ねらい	5,700	4,076	4,166	2,774	3,062
侵入盗	3,827	3,429	2,922	2,485	2,202
部品ねらい	3,282	2,529	1,103	882	655
オートバイ盗	628	516	570	345	384
自動車盗	775	536	383	329	376
自動販売機ねらい	837	506	646	551	536
傷害	459	517	475	421	340
暴行	286	336	372	415	448
強制わいせつ	161	187	166	124	120

【北海道警察提供資料より】

子どもに係る事案

札幌市の調査によると、平成20年度中に市内で小・中学生を狙った事案は632件発生しており、被害を受けた子どもの人数は911人で、ともに減少傾向にあるものの、年間1,000人近くの児童生徒が被害に遭っています。

事案内容の内訳としては、声かけ行為が最も多く、次いで露出行為、つきまとい行為となっており、これらの行為で全体の6割以上を占めています。



【子どもに係る事件調査⁶より】

(単位：件)

	小学校(人)				中学校(人)				合計(人)			
	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計
声かけ	68	95	8	171	7	65	3	75	75	160	11	246
露出	19	115	15	149	7	70	3	80	26	185	18	229
つきまとい	21	59	1	81	10	28	4	42	31	87	5	123
不審電話	33	44	5	82	0	0	0	0	33	44	5	82
盗撮	12	31	2	45	0	13	1	14	12	44	3	59
痴漢	7	24	0	31	0	21	0	21	7	45	0	52
暴力	26	12	0	38	0	6	2	8	26	18	2	46
その他	25	13	1	39	6	27	2	35	31	40	3	74
合計	211	393	32	636	30	230	15	275	241	623	47	911

【子どもに係る事件調査より】

⁶ 子どもに係る事件調査：札幌市子ども未来局子どもの権利推進課が、平成21年5月12日～6月12日に、札幌市内小学校207校及び中学校98校において把握できた情報を集計したもの。

振り込め詐欺

平成 20 年中の札幌市内において発生した振り込め詐欺は 211 件で、被害総額は 268,572,266 円となっており、手口形態としては、「オレオレ詐欺」⁷が最も多く全体の 4 割以上を占めています。

特に高齢者の被害が目立っており、「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」⁸の半数は 65 歳以上であり、「架空請求詐欺」⁹や「融資保証金詐欺」¹⁰についても、被害数は少ないものの、1 件あたりの被害額は、全体平均を大幅に上回っています。

手口形態		件数(件)	割合	被害額(円)	割合	1 件あたりの平均被害額
オレオレ詐欺	全体	92		160,336,816		約 174 万円
	65 歳以上	46	50%	93,481,590	58%	約 203 万円
架空請求詐欺	全体	25		18,178,450		約 73 万円
	65 歳以上	3	12%	4,035,000	22%	約 135 万円
融資保証金詐欺	全体	50		54,064,005		約 108 万円
	65 歳以上	5	10%	7,551,029	14%	約 151 万円
還付金等詐欺	全体	44		35,992,995		約 82 万円
	65 歳以上	23	52%	21,233,389	59%	約 92 万円
合計	全体	211		268,572,266		約 127 万円
	65 歳以上	77	36%	126,301,008	47%	約 164 万円

【北海道警察提供資料より】

⁷ オレオレ詐欺：電話を利用して親族、警察官、弁護士等を装い、交通事故示談金などを名目に、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法で騙し取る詐欺。

⁸ 架空請求詐欺：郵便、インターネット等を利用して不特定多数の人に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を預金口座等に振り込ませるなどのほうほうで騙し取る詐欺。

⁹ 融資保証金詐欺：実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた人に対し、保証金などを名目に現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法で騙し取る詐欺。

¹⁰ 還付金等詐欺：税務署や社会保険事務所等を語り、税金等の還付などに必要な手続きを装って ATM（現金自動預払機）に誘導・操作させ、口座間送金により現金を騙し取る詐欺。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりにおける課題

札幌市における犯罪情勢及び市民意識、地域防犯の現状を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくにあたっての課題を次のとおり整理します。

【課題1 市民の安全安心感】 基本目標へ

平成13年以降、市内の一般刑法犯認知件数は着実に減少していますが、調査結果では市民の半数近くが、札幌市が安全に安心して暮らせるまちだとは感じていません。

その理由として、振り込め詐欺や子どもを狙った事案などが後を絶たない状況にあることのほか、社会に大きな影響を与える凶悪な事件が発生していることも考えられます。また、市内各地で活発に取り組まれている地域防犯活動の実態が広く周知されていないか、防犯活動に関心があっても、参加方法やルールがわかりにくいことなどで、市民が安全で安心なまちを実感できないことがあげられます。

【課題2 市民の防犯意識】 基本方針1へ

市民の防犯意識は高まりをみせているものの、まだ十分とは言えません。防犯意識をより高めるためには、犯罪被害の実態などについても、広く伝えていく必要があります。

また、地域防犯活動に従事している方々は、犯罪や防犯に関する有意義な情報を持っていますが、多くの市民は情報が不足していると感じていることから、これらの情報についても、市民に行き渡るような取組が必要だと考えます。

【課題3 地域の防犯力】 基本方針2へ

犯罪企図者¹¹は、地域にスキがあるかどうかを探っているため、被害に遭わないためにも、どのような近隣関係をつくるかが重要となります。このため、直接的な防犯活動に加えて、日常の様々な地域活動の中においても安全安心の視点を踏まえた取組を進めていくことが大切だと考えます。

また、地域防犯活動団体の中には、活動において必要な道具や資金が足りていない団体もあることから、安定した活動ができるような支援も必要だと考えます。

【課題4 環境の整備】 基本方針3へ

市内で発生している犯罪の大半が窃盗犯であり、特に自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪が多く発生しています。

また、市民の多くも路上をはじめとした公共空間での犯罪遭遇に対する不安を感じており、犯罪の防止に配慮した環境整備を求める声が多くなっています。

街路灯や公園などの管理は行政の役割ですが、地域においても住民同士が協力しながら、犯罪を起こさせないような環境づくりを進めることが必要だと考えます。

¹¹ 犯罪企図者：犯罪を犯そうと企てている人。

【課題5 子どもの安全】 基本施策へ

子どもを狙った事案は、平成17年までは増加傾向にあり、その後は減少しているものの、いまだに年間1,000人近くの児童生徒が被害に遭っています。また、家族に子どもがいる方の多くが、子どもが犯罪の被害に遭うことに不安を抱いています。

その一方で、子どもが成長の過程で犯罪にかかわる場合もあるため、犯罪の被害から子どもを守るとともに、地域の中などで犯罪を起こさせない人間づくりも必要だと考えます。

【課題6 高齢者・女性の安全】 基本施策へ

全国的に急増している振り込め詐欺については、市内においても被害が相次いでおり、特に高齢者の被害が目立っています。高齢者には、詐欺やトラブルに遭っているという実感がなく人も少なくないことから、実際の被害はまだまだ多いといわれています。

また、表面化しにくい性犯罪は、被害を受けた女性の心身に深い傷を負わせ、人生を大きく狂わせる卑劣な犯罪です。被害者の中には、誰にも相談できずに一人で悩んでいる人もいます。

このような状況から、高齢者や女性については、防犯上、特に配慮して安全の確保に努める必要があると考えます。

第3章 基本目標

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

この計画では、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための施策を推進することにより、被害に遭う市民を一人でも少なくするとともに、市民の犯罪遭遇に対する不安感の軽減を図ります。

基本目標を掲げるにあたっては、防犯上、配慮を要する子どもや高齢者、女性の安全確保を重点課題と位置づけます。

特に、依然として子どもを狙った事案が後を絶たないことや、子どもは、心身の成長過程にあって、次代を担うかけがえのない世代であること等の理由により、子どもの安全確保に重点的に取り組むとともに健全育成を推進します。

さらに、不幸にして被害に遭った人々に対して、その権利利益の保護及び回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うことにより、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指します。

また、前章において整理した現状と課題から、市民が不安に感じる犯罪は、自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの身近なものですが、同時に、罪の意識の希薄化などにより、犯行に及びやすいといえます。

そこで、この計画では、主に市民にとって身近な犯罪の未然防止に向けた取組を進めます。

なお、計画の推進にあたっては、安全安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、景観や環境、プライバシーなどの他の分野に与える影響等に十分配慮します。

【成果指標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思える市民を増やします

51.4%（平成21年度） 60%以上（平成25年度）

第4章 基本方針及び基本施策

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題を踏まえて、「市民の意識」、「地域の力」、「環境の整備」をキーワードとする3つの基本方針に基づく11の基本施策を展開します。

【基本方針】

- 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本施策】

- 防犯意識を高める広報啓発
- 防犯力を高める情報の発信
- 子ども等の防犯力の育成

- 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

戸締りの徹底や車の施錠、防犯用品の携帯など市民が意識することで実践できる防犯対策は、安全で安心なまちづくりを推進するための基本的な取組となります。

安全安心条例第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定しています。

市民一人ひとりが防犯への関心を持ち理解を深め、自ら進んで対策を行うことで、身近な所で起きやすい犯罪の被害を防ぐことができます。

また、このような防犯意識の定着は、地域全体の安全確保に対する意識の高まりにつながり、地域活動参加への契機ともなります。

そこで、このような市民の取組が積極的に行われるように、次の3つの側面から施策を展開していきます。

防犯意識を高める広報啓発

市内で発生する犯罪の多くは、日常生活で被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗、振り込め詐欺といった身近な犯罪です。

そうした犯罪への遭遇を他人ごとだとは考えず、「自分の安全は自ら守る」という意識を醸成するとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるよう、各種イベントの開催や啓発などを通じて防犯意識の高揚を図ります。

また、市民一人ひとりが、日頃から戸締りや施錠など誰でも簡単に取り組むことができる防犯対策の周知を徹底するとともに、より防犯性の高い対策にも取り組めるよう、防犯に関する知識や技能を習得できる機会を創出します。

【具体的な施策】

市民への意識啓発

広く市民の防犯意識の高揚を図るために、国が定める「安全・安心なまちづく

りの日」¹²などに併せて、パネル展や街頭活動などの啓発事業を実施します。

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する機運づくり

地域防犯に関する機運を醸成するために、関係機関と連携しながらフォーラムや集会などを開催します。

犯罪のない安全で安心なまちづくりの理解増進

出前講座¹³において、市の施策や事業について分かりやすく説明し、犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する理解の増進を図ります。

防犯学習機会の創設

犯罪被害に遭わないための実践的な取組について、専門的に学ぶことができる防犯セミナーを開催します。

自主的な防犯学習の推進

防犯について自主的に学ぶことができるように、視聴覚教材の貸出などを行います。

防犯力を高める情報の発信

市民が自らの安全を確保する上で、基本のひとつとなるのが犯罪に関する情報です。これらの情報を様々な媒体を通じて発信することにより、広く市民の注意が喚起され、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

そこで、市民が知りたい情報を手軽に入手できる体制整備を進めることによって、市民一人ひとりの防犯力の向上を図ります。

【具体的な施策】

多様な情報発信

犯罪の発生状況や防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。

緊急情報の発信

犯罪の発生又はおそれのある緊急性の高い情報を地域や学校などに迅速かつ広く伝えることによって、被害の拡大や未然防止に努めます。

最新情報の発信

子どもに対する声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール」¹⁴の活用を促進します。

¹² 安全・安心なまちづくりの日：平成17年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりについて、その重要性を幅広く周知し、これを推進する気運を全国的に広げるため、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた。

¹³ 出前講座：市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明する取組。

¹⁴ ほくとくん防犯メール：北海道警察が電子メールにてパソコンや携帯電話に犯罪の発生状況などを配信するサービス。

行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起

行政サービスを悪用し、市職員などを装った不審な電話や訪問による犯罪等の被害を防止するための注意喚起及び情報収集を行います。

防犯に役立つ資材の配布

安全安心に関する様々な情報を提供するためのリーフレットなどを作製し、配布します。

子ども等の防犯力の育成

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「子どもの権利条例」という。）」¹⁵第23条第2項では、「市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努める」と規定しています。

子どもや高齢者、女性などが狙われやすい犯罪も多いことから、そうした犯罪の被害に遭わないために、防犯力や危機回避能力を習得することができる機会を創出します。

特に、子どもは、成長・発達段階によっては、保護者を通じて学ぶ機会も多いことから、保護者に対する理解の促進を図ることによっても、子どもが防犯力を高めることができるように支援します。

【具体的な施策】

幼児及び児童の防犯力育成

北海道警察などの関係機関と連携し、幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施を推進するとともに、防犯について楽しく学ぶことができる教材の貸出を行います。

地域安全マップづくり

地域安全マップ¹⁶づくりなどを通じて、子ども等の防犯力及びコミュニケーション力の育成を図ります。

児童への防犯ブザー支給

新入学児童へ防犯ブザーを配布することにより、緊急時に備えるとともに、危険回避能力を育てます。

生徒及び学生の防犯力育成

通学時における自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪等の被害を防止するため、生徒及び学生に対する利用マナーの普及を含めた防犯教室の開催などを通じて、防犯力の育成を図ります。

¹⁵ 子どもの権利条例：子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とした条例（平成21年4月1日施行）。

¹⁶ 地域安全マップ：犯罪が起こりやすい「入りやすい場所」や「見えにくい場所」等を記した地図。

保護者等の防犯指導力育成

保護者や教職員などが、防犯に対する関心を高め、子ども等の防犯力を育成することができるように、研修会や助言指導などを行います。

高齢者及び女性の防犯力育成

北海道警察などと連携し、高齢者及び女性に対する防犯情報の提供や防犯教室の開催を推進します。

【基本方針】

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【基本施策】

地域における防犯活動の促進

協働による連携体制の充実

地域と一体で子ども等を見守る

犯罪被害者等への支援

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、市民一人ひとりが、防犯に対する意識を高め、自らの安全を確保することの大切さが広まると同時に、地域全体が、お互いに協力し、支え合うことが求められます。

安全安心条例第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定しています。

例えば、地域や団体でパトロールや子どもの見守りのような防犯活動に取り組むことにより、地域で起きる犯罪を未然に防止する効果が期待されます。

さらに、地域全体で課題を共有し、その対策を連携・協力して講じていくことで、連帯感やお互いが支え合う意識が育まれます。それにより生まれた人と人との自然なネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の発生する機会を減少させるとともに、万が一犯罪に遭遇した場合には被害の拡大を最小限に止めることにもつながります。

また、誰もが安心して暮らせるまちを目指すためには、不幸にして犯罪の被害に遭った場合にも、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行う必要があります。

そこで、こうした活動が積極的に行われるように、次の4つの側面から施策を展開していきます。

地域における防犯活動の促進

「地域の安全は地域で守る」という意識に基づき、住民自らが、地域の実情に応じた活動目標を設定したり、手法を選択するなどして、積極的に地域防犯活動に取り組むことができるような仕組みづくりを進めます。

また、必要に応じて、地域防犯活動に要する用品や資金などを支援することにより、各団体の活動の活性化及び継続化を図ります。

【具体的な施策】

活動への手引き

地域防犯の裾野を拡大し、活動を充実させるため、活動の手引きとなるガイドブックを作製配布します。

活動の顕彰

地域防犯活動者等への社会的評価を高め、活動の継続化及び活発化を図るために、地域への防犯に著しい貢献を果たした市民や団体を表彰します。

活動への財政支援

地域防犯活動団体に対して、「市民まちづくり活動促進基金¹⁷」などによる財政的支援を行います。

活動への物品等支援

地域防犯活動に必要とされるジャンパーや腕章などの用品等を必要に応じて貸与又は支給します。

活動実践者の育成

地域における防犯活動の中心的存在となる人材を育成するために、地域防犯活動の実践者に対する研修会を開催します。

事業者の社会貢献活動の促進

防犯に関心の高い事業者が、社会貢献活動として、地域防犯活動に参加しやすくなるような情報を提供するとともに、事業者と一体となった取組を推進します。

協働による連携体制の充実

安全安心条例第 11 条では、「市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備する」と規定しています。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に推進していくために、市民や関係機関等との連携体制を整備し、相互に情報を共有するとともに、必要な対策を講じます。

【具体的な施策】

北海道との連携

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開している「安全・安心どさんこ運動」¹⁸の普及促進を積極的に進めます。

北海道警察との連携

北海道警察と札幌市との相互間における連携を図り、関係行政を中心とした意見情報等の交換を行います。

各機関及び団体との連携

行政機関相互及び地域との連携体制を構築し、情報共有や合同事業の実施など、関係団体が一体となった取組を推進します。

¹⁷ 市民まちづくり活動促進基金：市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPO などが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金（愛称：さぼーとほっと基金）。

¹⁸ 安全・安心どさんこ運動：人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動。

協議会等の設置

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、協議会やネットワーク会議などを設置します。

地域と一体で子ども等を見守る

子どもの権利条例第 23 条第 1 項では、「市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努める」と規定しています。

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、子どもをはじめとした防犯上、配慮を要する人への支援や思いやりが必要となります。

そのために、地域全体で、そして地域間相互の連携で、子どもや高齢者を犯罪から守るとともに、子どもの健全な育成及び高齢者の孤立防止につながる活動を促進します。

【具体的な施策】

公用車パトロールの実施

子どもの安全等に関するステッカーを貼付した公用車を活用して、下校時などに通学路や児童公園を中心としたパトロールを実施します。

見守り活動の推進

民生児童委員などの子どもや高齢者と接する機会の多い関係者等に対して、防犯情報の提供及び研修会を開催するとともに、町内会や各団体など地域一体となって、子どもの登下校や高齢者の暮らしを見守る活動を推進します。

子ども事案の調査分析

地域における見守り活動を効果的に推進するために、子どもを狙った事案の発生状況などを調査分析して提供します。

子どもの健全育成

子どもの健全育成を推進するため、地域の青少年育成委員会や防犯活動団体などによる巡回指導や地域安全パトロールを支援するとともに、子どもを有害な環境から守るため、店舗等への立入調査や「青少年を見守る店¹⁹」への参加促進を図ります。

高齢者の孤立防止

孤立を要因とした犯罪の発生を防止するため、高齢者団体が行う活動への支援や地域で気軽に利用できる場の充実などによって、高齢者の生きがいづくりを推進します。

¹⁹ 青少年を見守る店：子どもたちに温かい気持ちとことばで接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店。

犯罪被害者等への支援

安全安心条例第 12 条では、「市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法²⁰に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。」と規定しています。

犯罪被害者等は、心身や財産への直接的な被害に加え、精神的な後遺症や社会からの孤立、プライバシーの侵害、経済的困窮等、多岐にわたる問題を抱えています。

こうしたことから、不幸にして犯罪の被害に遭った人々に対し、その権利利益の保護及び回復を図られるよう支援します。

【具体的な施策】

市民理解の促進

犯罪被害者等の実情に対する市民理解を促進するため、ホームページの作成による情報提供、セミナーやパネル展の開催等の広報啓発を行います。

総合的対応窓口の設置

犯罪被害者等の支援にあたる総合的対応窓口を設置するとともに、警察や犯罪被害者等早期援助団体などの関係機関・団体との連携を図ります。

生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援

犯罪被害者等の状況に応じて、保健医療や福祉等の行政サービスの提供を行います。

二次的被害の防止

犯罪被害者等への円滑な行政サービスが行われるよう、研修等を通じ、市職員に犯罪被害者等の実情を周知するとともに、庁内関係部局との連携を図ります。

D V 被害者等への支援

配偶者等からの暴力被害者やストーカー行為等の被害者に対し、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限を行います。

²⁰ 犯罪被害者等基本法：犯罪被害者等の支援に関する基本理念、国と地方公共団体の責務、基本的施策等を定めた法律（平成 17 年 4 月 1 日施行）

【基本方針】

3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【基本施策】

犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

市民自らが行う環境整備の促進

子ども等の安全に配慮した環境整備

歓楽街等を対象とした環境改善

3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進にあたっては、個人や地域での防犯活動などのソフト的な対策と併せて、環境整備などハード的な対策も重要となります。

安全安心条例第 10 条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定しています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境を改善したり、割れ窓理論²¹の観点から、美化活動などにより美しい街並みを維持することで、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

また、建物の出入りを管理することで、犯罪者が被害対象に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用することによって、物理的な強化を図り、犯罪の被害対象となる可能性を回避することができます。

そこで、こうした取組を推進するために、4つの側面から施策を展開していきます。

犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

明るく見通しの良い道路や公園などの公共空間の安全確保は、行政が担うべき大きな役割のひとつです。

新たな施設整備や既存施設の維持管理を進めるにあたっては、ワークショップなどで防犯を重要な要素として取り上げたり、国や北海道が定めた各種基準・指針を参考とします。

また、地域から危険箇所の改善要望があった際は、速やかな現地確認に努め、整備等の必要性を判断します。

【具体的な施策】

良好な公共空間の維持

公共の場所において、ゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図り、犯罪を誘発する機会の減少に努めます。

²¹ 割れ窓理論：建物の窓ガラスが割られて、そのまま放置しておく、外部から、その建物は管理されていないと認識され、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、さらには地域全体が荒れていくという考え方。

公園の安全対策

公園の安全対策については、死角や暗がりをつくらないなど防犯の観点にも配慮した整備に努めるとともに、管理受託者による定期的な公園巡視を行います。

駐輪場の安全対策

駐輪場の整備にあたっては、周囲からの見通しの確保など防犯の観点にも配慮します。

路上の安全対策

街路灯の整備により、夜間における路上の安全性を高めます。

地下鉄駅等の安全対策

地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

市民自らが行う環境整備の促進

市内で多く発生している犯罪のひとつである侵入盗は、建物の所有者が犯罪の防止に配慮して、整備や管理を行うことで、被害を回避する可能性が高まります。

防犯性能の高い建物部品や防犯設備などの有効かつ適正な活用に向け、必要な情報や知識の普及を図ります。

また、市民自らが環境づくりに携わることは、地域の安全性を高めるとともに、防犯意識の高揚にもつながることから、地域によって犯罪者の接近を妨げるための環境整備が図られるよう必要な支援を行ないます。

【具体的な施策】

住宅の安全対策

住宅の防犯設備の向上を図るため、市民と建設業等との間に入って相談を受け付けるほか、住宅防犯に関するセミナーなどを開催します。

美化活動の支援

市民が行う路上の清掃や違法広告物撤去、不法投棄防止、花苗の植栽などのまちの美化活動を支援します。

路上の安全対策

街路灯を設置又は維持する町内会等に対して補助金を交付するとともに、夜間の街路照度を確保するため、各家庭の門灯や玄関灯などを点灯する「一戸一灯運動」を促進します。

整備への物品等支援

放火による火災を予防するための「炎感知器²²」の貸与や啓発用旗等の提供など、必要に応じて、市民が環境整備を進めるための支援を行います。

防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラ

²² 炎感知器：炎を自動的に感知して警報音で危険を知らせる機器。

の設置及び運用に関するガイドライン²³」の普及に努めます。

子ども等の安全に配慮した環境整備

学校や子どもが日常的に利用する機会の多い施設などの安全対策は、子どもが安全に安心して育ち学ぶ上で、必要不可欠です。

学校施設内や通学路などにおいて、死角の排除や不審者の侵入防止など児童生徒の安全確保を図り、子どもが安全に安心して育ち学ぶことができる環境整備を進めます。

また、その他の施設等においても、防犯上、配慮を要する子ども等が安全に安心して利用できる環境づくりを推進します。

【具体的な施策】

通学路の安全対策

スクールガード²⁴及びスクールガードリーダー²⁵の配置などにより、学校周辺及び通学路における児童の安全確保に努めます。

安全な学校施設等の整備

小中学校等への不審者の侵入を防止するため、カメラ付きインターフォン及び遠隔操作錠などを設置するとともに、学校施設の新增改築などを行う場合は、教室等の配置や塀の高さ、植樹などに留意しながら、安全で安心な学校づくりに努めます。

学校への侵入者対策

不審者等の侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処できるよう、学校単位で作成している安全マニュアルの実効性を高め、安全で安心な学校づくりに努めます。

地下鉄駅等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して利用できる駅構内の環境保持及び地下鉄の車両運行を図るため、「子ども 110 番の駅²⁶」の設置や「女性と子どもの安心車両²⁷」の運行などを行います。

²³ 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン：防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべき事項を定めることにより、市民のプライバシー保護や不安感の解消を図り、その適正化の促進を目的とした指針（平成 20 年 1 月策定）。

²⁴ スクールガード：札幌市内の小中学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校などに見守り活動を行っていただくボランティア。

²⁵ スクールガードリーダー：学校やスクールガードに警備上のポイント、不審者への対処方法などに関するアドバイスを行う警察官 OB。

²⁶ 子ども 110 番の駅：子どもが助けを求めた際、保護及び対応する駅事務室。

²⁷ 女性と子どもの安心車両：平日の始発から 9 時までの間、南北線及び東西線において、女性と小学生以下の男子及び身体の不自由な方と介護する男性が乗車可能な車両。

歓楽街等を対象とした環境改善

犯罪傾向や地域課題は、歓楽街や商店街、住宅街などの街並みや住民構成などの特性により様々です。特に東京以北最大の歓楽街である薄野地区は、組織犯罪や凶悪犯罪などが数多く発生している地域であることから、薄野地区の安全安心を確保するため、官民協働による一体的な環境改善を進めていきます。

また、市内には約 2,000 人の暴力団員がおり、歓楽街などに事務所を構えて、不当要求や違法営業などの活動を行っているといわれます。市民生活に多大な被害と不安を与えるこれらの行為を排除するため、官民協働により暴力のない環境づくりを促進します。

【具体的な施策】

薄野地区の安全対策

歓楽街対策として、「青色防犯灯²⁸」設置実験やプランターの設置など、薄野地区における犯罪抑止や防犯環境の構築を目的とした取組を推進します。

各機関及び団体との連携

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、関係機関や地元関係者などと一体となった取組を推進します。

迷惑行為の防止

「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）」²⁹により、歓楽街特有の迷惑行為を禁止します。

暴力団等の排除

あらゆる暴力のない明るく住みよいまちとするため、関係機関との連携のほか、市営住宅への入居などの行政サービスを制限することにより、暴力団などを排除し、地域環境の浄化を図ります。

²⁸ 青色防犯灯：光源が青色の街路灯。

²⁹ ススキノ条例：指定区域において、性風俗店等で働くことや客となるように誘う行為及び卑わいな広告物の掲出等を罰則付きで禁止する条例（平成 17 年 12 月 1 日施行）。

第5章 計画の推進

基本目標の達成に向けて、効果的かつ着実に計画を推進するための体制を構築するとともに、適切な進行管理に努めます。

計画の推進

全市的な推進体制

全庁的な推進体制

計画の進捗管理

1 全市的な推進体制

地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」を設置し、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組や意見交換を定期的に行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。

2 全庁的な推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」を設置し、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

3 計画の進捗管理

学識経験者や公募市民などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについて審議します。

また、計画の見直しにあたっては、年度ごとの評価検証に加え、概ね4年を目安とした中長期的な考察を実施し、その必要性を検討します。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系図

課題1 市民の安全・安心感

基本目標 ~ 条例第1条・3条 ~

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

課題2 市民の防犯意識
課題5 子どもの安全
課題6 高齢者・女性の安全

基本方針1 ~ 条例第8条 ~

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

防犯意識を高める広報啓発

防犯力を高める情報の発信

子ども等の防犯力の育成

地域における防犯活動の促進

協働による連携体制の充実

地域と一体で子ども等を見守る

犯罪被害者等への支援

課題3 地域の防犯力
課題5 子どもの安全
課題6 高齢者・女性の安全

基本方針2 ~ 条例第9条・11条・12条 ~

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

犯罪の防止に配慮した
公共施設の整備等

市民自らが行う環境整備の促進

子ども等の安全に配慮した
環境整備

歓楽街等を対象とした環境改善

課題4 環境の整備
課題5 子どもの安全
課題6 高齢者・女性の安全

基本方針3 ~ 条例第10条 ~

犯罪が起きにくいまちをつくるため、
環境の安全性を高める

参 考 資 料

市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果（未掲載分）

主な関連事業

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

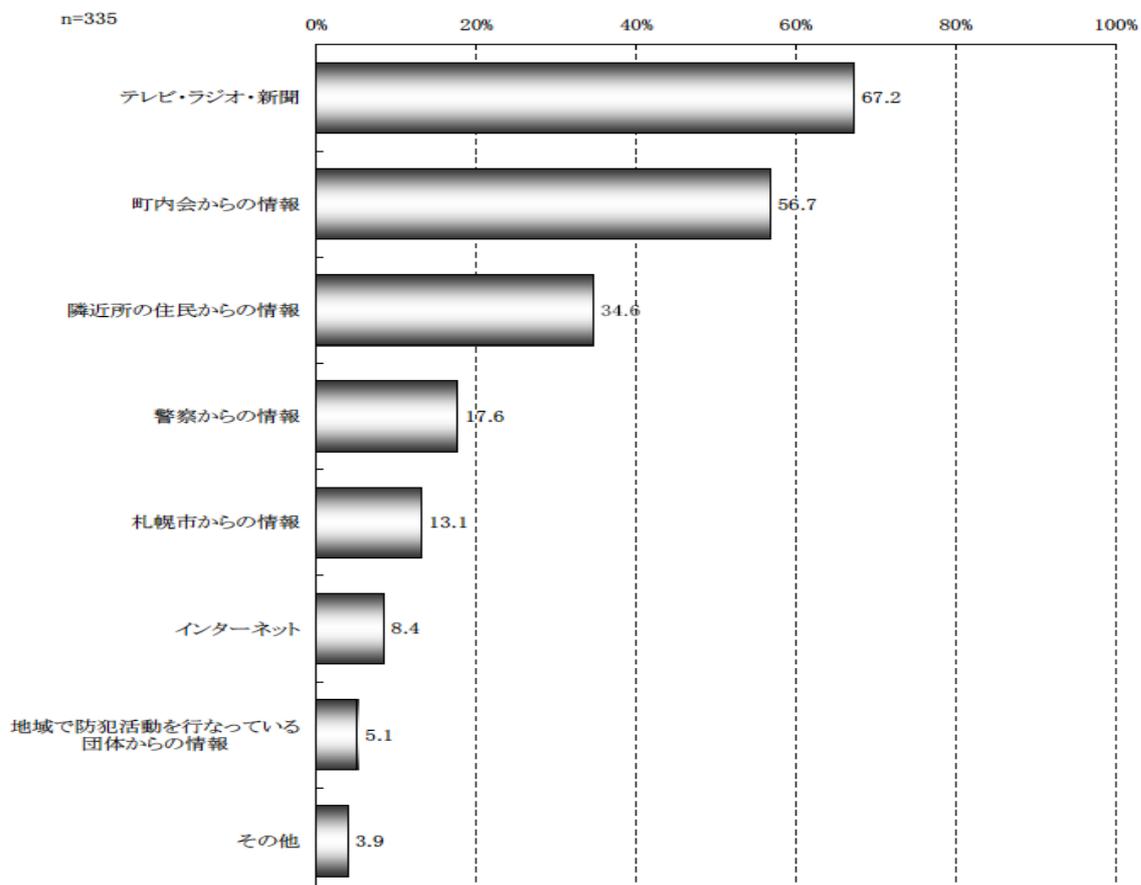
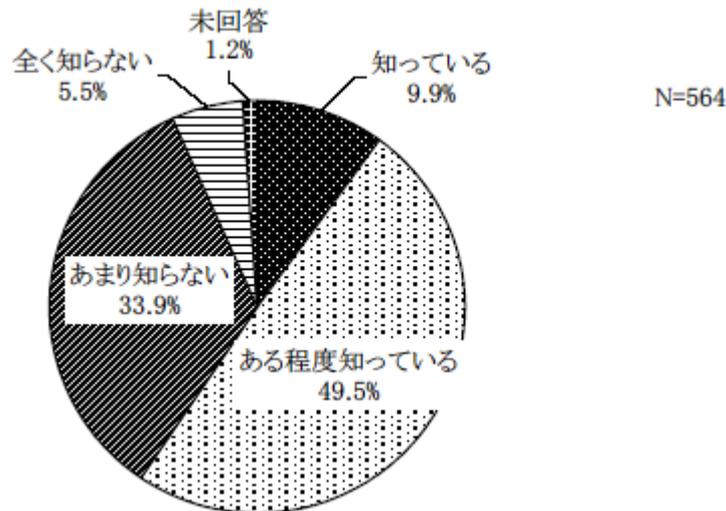
市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果

1 市民アンケート

犯罪情報の認知状況

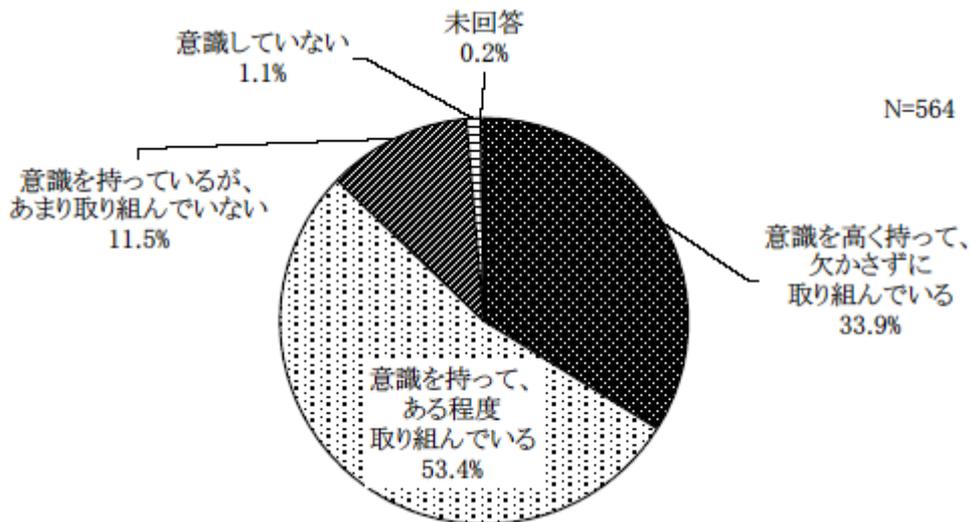
お住まいの地域や自分の身近なところで、どのような犯罪が起きているか知っていますか。

また、どのような手段によって知りましたか。



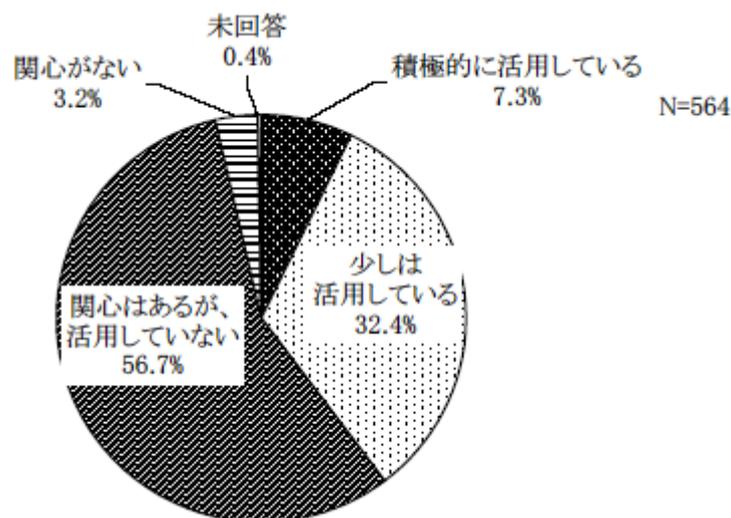
市民の防犯意識及び取組状況

在宅時でも自宅の施錠をしたり、車内に貴重品を放置しないなど、日常生活のなにげない行動が犯罪の被害を未然に防ぐ方法として有効とされていますが、こうした簡単にできる防犯対策を、日ごろ、どの程度意識して取り組んでいますか。



防犯グッズの活用

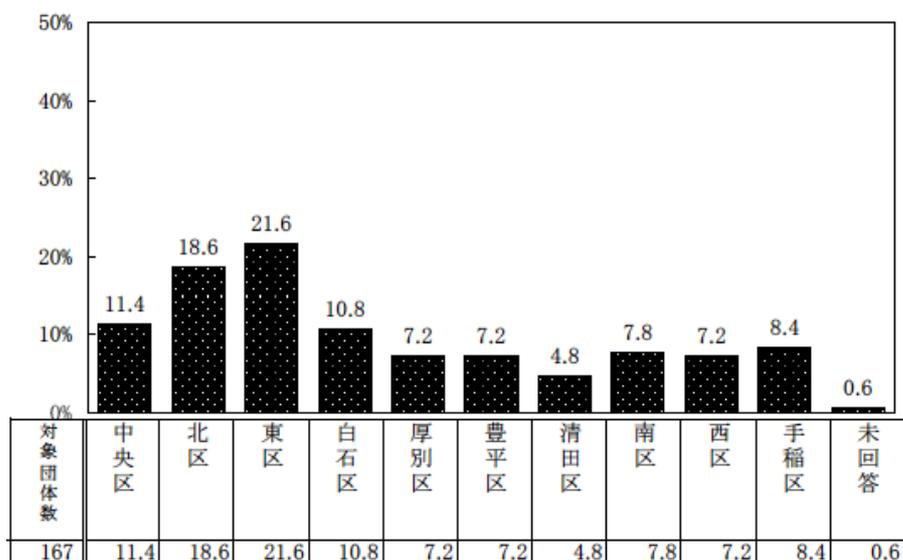
個人で携帯したり、車や自宅の防犯性能を高める効果のある防犯グッズは、犯罪被害に遭うリスクを軽減させますが、こうした防犯グッズをどの程度活用していますか。



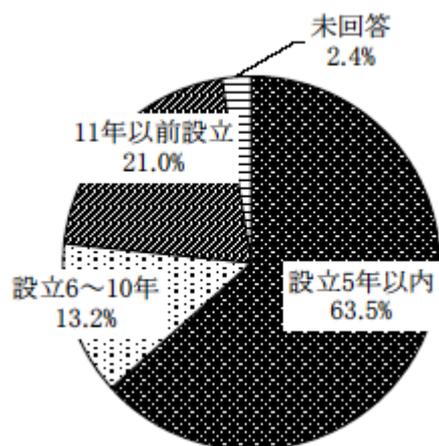
2 地域防犯活動団体アンケート

基本情報

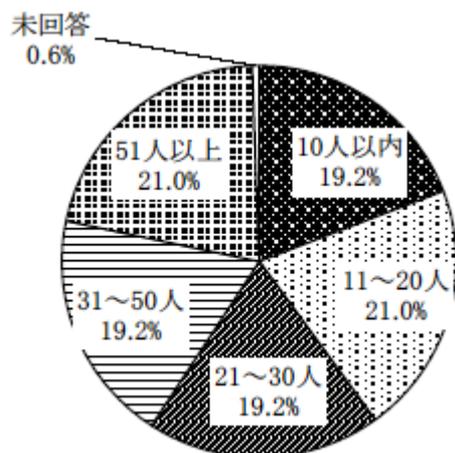
【活動場所】



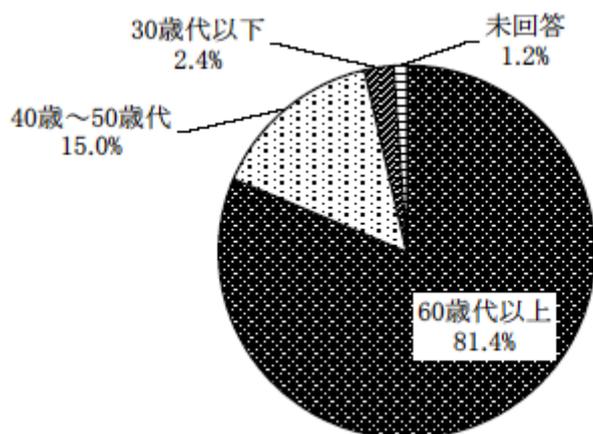
【活動年数】



【活動人数】

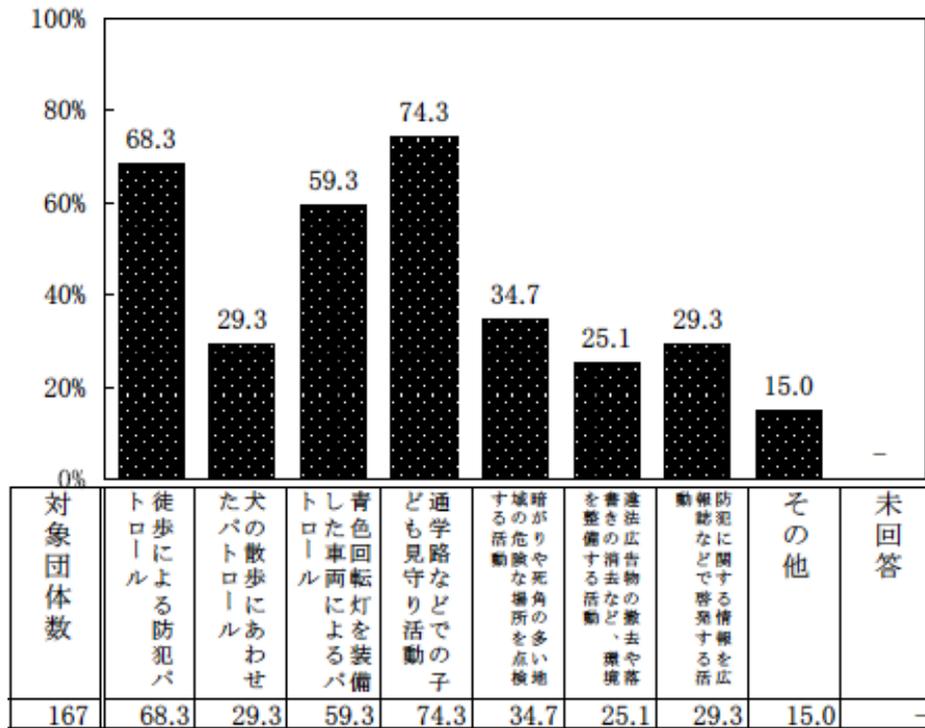


【主要世代】



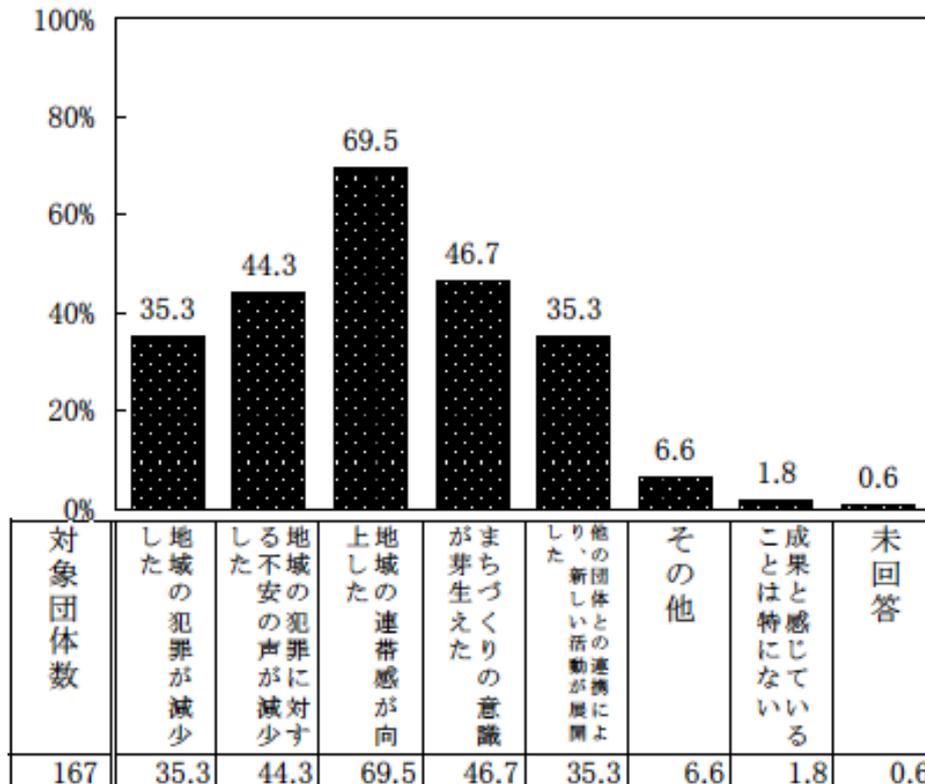
活動内容

皆さんの団体ではどのような地域防犯活動を行っていますか。



活動成果

皆さんの団体で行っている地域防犯活動について、どのような成果があったと感じていますか。

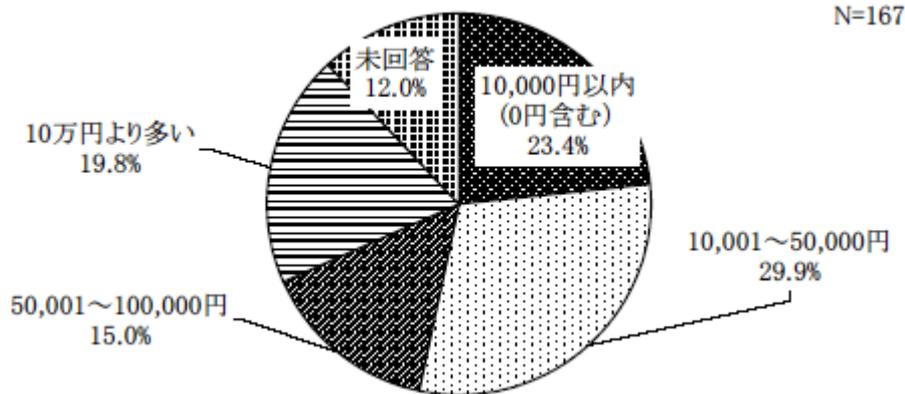


活動経費

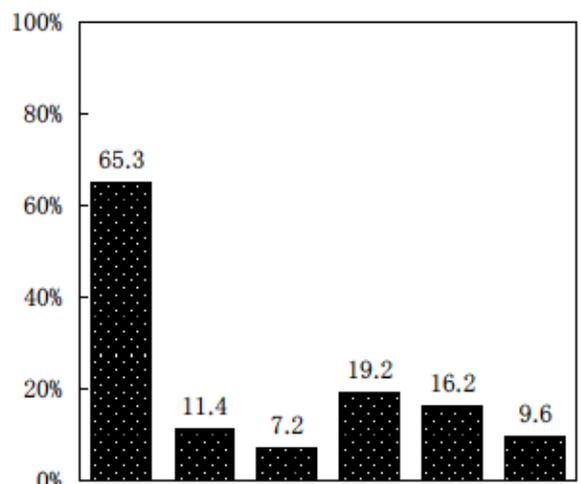
皆さんの団体の地域防犯活動には年間でどれくらいの経費がかかっていますか。

また、経費をどのようにまかない、その中で最も多い拠出先は何ですか。

【金額】

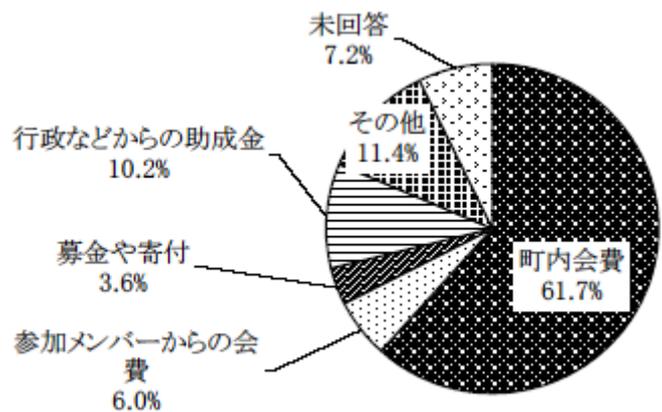


【拠出先】



対象団体数	町内会費	参加メンバーからの会費	募金や寄付	行政などからの助成金	その他	未回答
167	65.3	11.4	7.2	19.2	16.2	9.6

【主要拠出先】



活動における諸問題

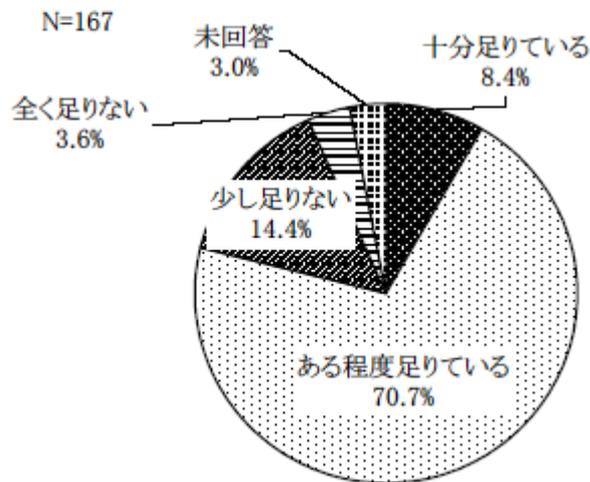
地域防犯活動を行うにあたって、必要となる犯罪の発生状況や活動の手法などの情報量について、現状をどのように感じていますか。

皆さんの団体のメンバー間で会議や意見交換などを行う際の会場の確保について困っていることはありますか。

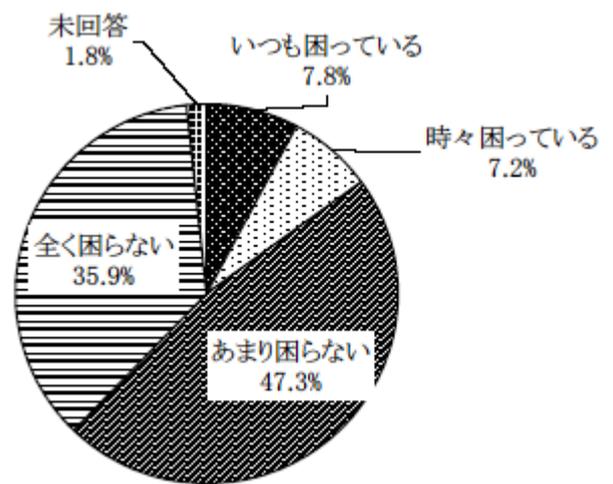
皆さんの団体で行っている地域防犯活動を効果的に継続するにあたって、現在の人数で足りていますか。

他の地域防犯活動団体や行政などとの連携をどの程度行っていますか。

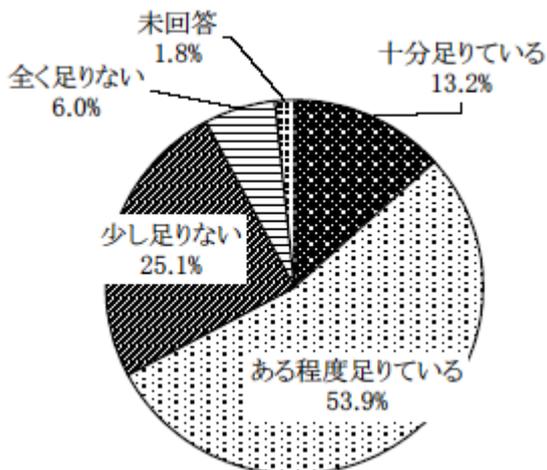
【 活動に要する情報 】



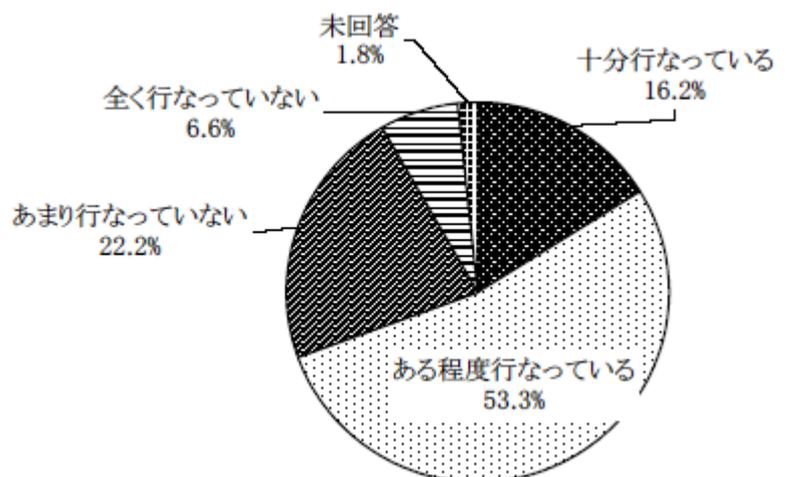
【 活動に要する会場 】



【 活動に要する人数 】



【 他団体及び行政との連携 】



主な関連事業

ここでは、第4章基本方針及び基本施策（15ページ～26ページ）と関連性のある主な事業を掲載しております。

基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」

実施予定

	事業名	関係局
基本施策1 防犯意識を高める広報啓発	市民への意識啓発 交通安全と合同の安全安心パネル展の開催 「安全・安心なまちづくりの日」に併せたパネル展の開催 その他各種街頭啓発活動の実施	市民まちづくり局 区
	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する機運づくり 安全安心なまちづくりシンポジウムの開催 北海道と連携した地域安全集会の開催 安全安心フェアの開催 地域安全ネットワーク会議フォーラムの開催	市民まちづくり局 区
	犯罪のない安全で安心なまちづくりの理解増進 出前講座の実施 「犯罪被害に遭わないために～札幌市の地域防犯の取り組み」	市民まちづくり局
	防犯学習機会の創設 防犯セミナーの開催	市民まちづくり局
	自主的な防犯学習の推進 防犯教育DVDの貸出 放火防止自主点検「放火防止対策戦略プラン」	市民まちづくり局 消防局
基本施策2	多様な情報発信 広報さっぽろによる情報発信 ホームページによる情報発信「札幌市-地域防犯の推進ページ」 http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/ 市広報番組による情報発信 コミュニティFMによる情報発信 庁内放送による情報発信 安心安全だより・ネットワーク通信等の発行	市民まちづくり局 区

基本施策2 防犯力を高める情報の発信	<p>緊急情報の発信</p> <p>不審者・凶悪事件発生時における関係部局及び学校等への連絡</p> <p>緊急通報システムの整備</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>子ども未来局</p> <p>区</p> <p>教育委員会</p>
	<p>最新情報の発信</p> <p>ホームページや出前講座等での「ほくとくん防犯メール」の周知</p> <p>庁内放送による情報発信【再掲】</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>区</p>
	<p>行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起</p> <p>税務職員をかたる不審な電話及び訪問に対する注意喚起</p> <p>水道局職員を装った悪質訪問販売等に対する注意喚起</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>財政局</p> <p>水道局</p>
	<p>防犯に役立つ資材の配布</p> <p>パンフレット「みんなで進める犯罪のない安全で安心なまちづくり」</p> <p>チラシ「オレオレ詐欺にご用心！！」</p> <p>リーフレット「こんなこと身に覚えはありませんか？」</p> <p>放火予報カレンダー「ほうネット」</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>消防局</p>
基本施策3 子ども等の防犯力の育成	<p>幼児及び児童の防犯力育成</p> <p>幼稚園・小学校への防犯教室の斡旋</p> <p>防犯教材の貸出</p>	<p>市民まちづくり局</p>
	<p>地域安全マップづくり</p> <p>地域安全マップづくりの推進</p> <p>子ども110番SOSの家スタンプラリーの実施</p>	<p>区</p>
	<p>児童への防犯ブザー支給</p> <p>新入学児童への防犯ブザーの支給</p>	<p>教育委員会</p>
	<p>生徒及び学生の防犯力育成</p> <p>フィルタリング教室の斡旋</p> <p>自転車防犯診断の実施</p>	<p>市民まちづくり局</p>
	<p>保護者等の防犯指導力育成</p> <p>防犯研修会の実施</p> <p>長期休業中における幼児児童生徒の指導通知</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>教育委員会</p>
	<p>高齢者及び女性の防犯力育成</p> <p>防犯セミナーの開催【再掲】</p> <p>振り込め詐欺防止安全教室の開催</p> <p>老人クラブ連合会への情報提供</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>保健福祉局</p> <p>区</p>

基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」

実施予定

	取組名	関係局
基本 施策 1 地域 にお ける 防犯 活動 の促 進	活動への手引き 地域防犯ガイドブックの作成	市民まちづくり局
	活動の顕彰 犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表彰	市民まちづくり局
	活動への財政支援 札幌地区防犯協会連合会への補助金交付 市民まちづくり活動促進基金による助成金交付 元気なまちづくり支援事業による活動助成	市民まちづくり局 区
	活動への物品等支援 元気なまちづくり支援事業による活動物品の支給 パトロール車両用ステッカー等の配布 パトロール用ベストの貸与	区
	活動実践者の育成 地域防犯リーダー研修の実施	市民まちづくり局
	事業者の社会貢献活動の促進 さっぽろまちづくり研究会での情報提供 振り込め詐欺防止安全教室の開催（移動通信サービス業者）【再掲】	市民まちづくり局
基本 施策 2 協働 によ る連 携体 制の 充実	北海道との連携 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議への参加 安全・安心どさんこ運動の普及 北海道と連携した地域安全集会の開催【再掲】	市民まちづくり局
	北海道警察との連携 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催	市民まちづくり局
	各機関及び団体との連携 クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催 北海道万引防止ウィーブネットワークへの参加 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催 放火火災防止対策推進会議の開催	市民まちづくり局 消防局
	協議会等の設置 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会 防犯活動団体ネットワーク会議・情報交換会	市民まちづくり局 区

基本施策3 地域と一体で子ども等を見守る	<p>公用車パトロールの実施</p> <p>公用車による青色回転灯防犯パトロールの実施</p> <p>公用車へのパトロール用ステッカーの貼付</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>子ども未来局</p> <p>区</p>
	<p>見守り活動の推進</p> <p>高齢消費者被害防止ネットワーク事業</p> <p>悪質商法追放モデル地区事業</p> <p>札幌市児童虐待予防地域協力員に対する研修会の開催</p> <p>民生委員・児童委員に対する研修会の開催</p> <p>合同集団下校子ども見守り訓練の実施</p> <p>春の児童見守り運動の推進</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>子ども未来局</p> <p>区</p>
	<p>子ども事件の調査分析</p> <p>子どもに係る事件調査</p>	<p>子ども未来局</p>
	<p>子どもの健全育成</p> <p>青少年を見守る店事業</p> <p>北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査</p> <p>札幌市青少年育成委員会への交付金交付</p> <p>中学校区青少年健全育成推進会への補助金交付</p>	<p>子ども未来局</p>
	<p>高齢者の孤立防止</p> <p>生きがい活動支援</p>	<p>保健福祉局</p>
基本施策4 犯罪被害者等への支援	<p>市民理解の促進</p> <p>ホームページ作成による情報提供</p> <p>セミナー・パネル展の開催</p>	<p>市民まちづくり局</p>
	<p>総合的対応窓口の設置</p> <p>関係機関・団体との連携</p> <p>市民からの相談受付</p>	<p>市民まちづくり局</p>
	<p>生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援</p> <p>保健医療・福祉等の行政サービスの提供</p>	<p>市民まちづくり局</p>
	<p>二次的被害の防止</p> <p>市職員に向けた研修の実施</p> <p>庁内関係部会議の実施</p>	<p>市民まちづくり局</p>
	<p>D V被害者等への支援</p> <p>住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>選挙管理委員会</p>

基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」

実施予定

	取組名	関係局
基本施策1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	<p>良好な公共空間の維持</p> <p>北1条オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦の実施</p> <p>「札幌市たばこの吸殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の運用</p> <p>不法投棄ボランティア監視員制度の運用</p> <p>「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」の運用</p> <p>「屋外広告法」に基づく簡易除却の実施</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>環境局</p> <p>建設局</p>
	<p>公園の安全対策</p> <p>「公園緑地工事設計要領」に基づく整備</p> <p>「市街地に設置する公園における植栽設計基準」に基づく整備</p> <p>「身近な公園における樹木の取扱指針」に基づく整備</p> <p>管理受託者による公園巡視</p>	環境局
	<p>駐輪場の安全対策</p> <p>ネットフェンス設置等による見通しの確保</p> <p>一部駐輪場への管理人又は防犯カメラの配置</p> <p>一部駐輪場への場内整理員の配置</p>	建設局
	<p>路上の安全対策</p> <p>「街路灯の整備に関する基本方針」に基づく整備</p>	建設局
	<p>地下鉄駅等の安全対策</p> <p>地下鉄駅構内及び車内巡回警備の実施</p> <p>防犯ブザーの貸出</p>	交通局
基本施策2 市民自らが行う環境整備の促進	<p>住宅の安全対策</p> <p>防犯セミナーの開催【再掲】</p> <p>コミュニティ型建設業創出事業</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>経済局</p>
	<p>美化活動の支援</p> <p>美化推進活動支援</p> <p>違法広告物撤去委託</p> <p>フラワーロード事業</p> <p>サイクリングロードモザイクアート事業</p> <p>公園花いっぱい運動</p> <p>アダプトプログラムの推進</p>	<p>環境局</p> <p>区</p>

基本施策2	<p>路上の安全対策</p> <p>私設街路灯設置等に対する補助金の交付</p>	建設局
	<p>整備への物品等支援</p> <p>暴力追放運動看板設置場所の貸出</p> <p>炎感知器の貸与</p>	<p>交通局</p> <p>消防局</p>
	<p>防犯カメラの適正な設置運用の促進</p> <p>「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及</p>	市民まちづくり局
基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備	<p>通学路の安全対策</p> <p>スクールゾーン実行委員会の設置</p> <p>スクールガードリーダーの配置</p> <p>登校安全視察</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>教育委員会</p> <p>区</p>
	<p>安全な学校施設等の整備</p> <p>小中学校等へのカメラ付きインターフォン及び遠隔操作錠の設置</p> <p>一部学校への自動録画機能付き防犯カメラの設置</p> <p>学校施設の新増改築時などにおける防犯上の配慮</p>	教育委員会
	<p>学校への侵入者対策</p> <p>不審者侵入時の対応マニュアルの整備</p>	教育委員会
	<p>地下鉄駅等の安全対策</p> <p>子ども110番の駅の設置</p> <p>女性と子どもの安心車両の導入</p> <p>痴漢防止啓発ポスターの掲出</p>	交通局
基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善	<p>薄野地区の安全対策</p> <p>薄野本通におけるプランターの設置</p> <p>薄野本通における啓発バナーの掲出</p> <p>西創成地区における青色防犯灯の設置</p>	市民まちづくり局
	<p>各機関及び団体との連携</p> <p>クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催【再掲】</p> <p>クリーン薄野推進会議との連携【再掲】</p> <p>ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催【再掲】</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>消防局</p>
	<p>迷惑行為の防止</p> <p>「ススキノ条例」の普及</p>	市民まちづくり局
	<p>暴力団等の排除</p> <p>札幌地区暴力追放センター協議会への補助金交付</p> <p>市営住宅への暴力団員の入居制限</p> <p>暴力追放運動看板設置場所の貸出【再掲】</p>	<p>市民まちづくり局</p> <p>都市局</p> <p>交通局</p>

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。

市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。

市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。

市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。

市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

専	門	委	員	報酬日額	12,500円
---	---	---	---	------	---------

を

「

	犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員				
専	門	委	員	報酬日額	12,500円

」

に改める。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号)第13条第8項の規定に基づき、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し学識経験を有する者

犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し知識及び経験を有する者

事業者

公募した市民

その他市長が適当と認める者

2 前項第4号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

【会 長】	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
【副会長】	おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
	くまがい 熊谷	いちろう 一郎	北海道防犯団体連合会 専務理事
	こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
	すぎおか 杉岡	なおと 直人	北星学園大学 教授
	ぜんようじ 善養寺	けいこ 圭子	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 副理事長
	たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	札幌消費者協会 理事
	たぶち 田淵	りえ 里衣	公募
	なかむら 中村	よしこ 佳子	公募
	まつい 松井	あつとし 敦利	公募
	まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 顧問
	もりた 森田	けいぞう 圭三	札幌市PTA協議会 副会長
	もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(会長及び副会長以外は五十音順・敬称略)

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

平成22年3月発行

市政等資料番号	01-A01-09-1494
関係部局保存期間	5年

編集・発行 札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011)211-2252